

第2節 環境の保全に関する協定等

1. 環境の保全に関する協定

(1) 環境の保全に関する協定の目的と締結状況

法律や条例による一律の規制では対処が困難な地域的な汚染に対し、地域の実情や個別の企業の実態に即した効果的な防止対策を行うことを目的として、昭和43年に東京湾臨海地域の大規模工場、千葉県と6市（千葉市、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）で「公害の防止に関する協定」を締結しました。

近年の環境問題の動向を踏まえ、地球環境の保全を目的に盛り込むために平成22年4月に「公害の防止に関する協定」を廃止し、新たに「環境の保全に関する協定」を締結しています。

工場ごとの具体的な排出量、排出濃度、監視等について定めた細目協定については、昭和49年1月以降、5年毎に必要な見直しを行い締結してきましたが、令和2年3月に締結した現在の細目協定は、周辺地域の大气環境及び水環境等の状況が以前と比べ大きく改善し、安定した状況が続いていることを踏まえ、締結期間を10年間としています。

環境の保全に関する協定締結企業を表2-2-1に示します。

表2-2-1 環境の保全に関する協定締結企業一覧

工場名	所在地	事業内容	締結年月日
日本製鉄(株)東日本製鉄所君津地区	君津市君津1	高炉による製鉄	平成22年2月17日 (旧協定 昭和52年3月31日)
(株)かずさクリーンシステム	築地17-2	廃棄物処理業	平成22年2月17日 (旧協定 平成13年11月16日)

このうち、日本製鉄(株)東日本製鉄所君津地区は、本市の南側に隣接する君津市に立地していますが、製鉄所からのばい煙等により少なからず本市が影響を受けていることから、本市、千葉県、所在地の君津市及び日本製鉄(株)東日本製鉄所君津地区の四者で協定を締結しています。

また、(株)かずさクリーンシステムとは、本市及び千葉県の三者で協定を締結しています。

なお、同製鉄所及び(株)かずさクリーンシステムとは、具体的な環境の項目ごとに協定値を定めた「細目協定」を締結しています。

(2) 環境の保全に関する協定の内容

環境の保全に関する協定書は、企業活動に伴って生ずる環境負荷の低減が、地域の環境保全に重要な役割を果たしていることを認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の実現に向け、企業と自治体の相互の信頼関係のもとで環境保全を推進することを理念としています。

その主な協定項目は、次のとおりです。

- ① 基準値または協定による規制値を遵守すること
- ② 年間計画書を提出すること
- ③ 生産施設等の新增設・変更等については、事前協議のうえ了解を得ること
- ④ 公害発生時・緊急時の措置および操業短縮等の指示について
- ⑤ 関連企業・下請企業に対する指導監督について
- ⑥ 被害補償・協定違反時の措置について
- ⑦ 必要に応じ、報告または立入調査をすることができること

2. かずさ環境協定

(1) かずさ環境協定の目的と締結状況

かずさアカデミアパークは、上総丘陵の豊かな自然の生かしながら、自然・人・技術のバランスの取れた理想的な環境を備える国際的なサイエンスパークとして位置付けられています。

その趣旨を保持し、周辺地域を含めたこの地域の環境を維持・向上を図るため、進出する研究機関に対し、千葉県と共同でかずさ環境協定の締結を申し入れることとしています。

現在協定を締結している企業等は、表2-2-2のとおりです。

表2-2-2 かずさ環境協定締結企業一覧（令和5年3月末現在）

企業等名	締結年月日
(公財) かずさDNA研究所 共同研究開発センター	平成6年6月21日 平成21年10月1日(追加)
千葉県 (かずさインキュベーションセンター)	平成10年12月28日
(独) 製品評価技術基盤機構 (生物遺伝資源保存施設) (生物遺伝資源開発施設) (生物遺伝資源長期保存施設)	平成14年2月13日
スマートソーラー(株)	平成20年8月19日
三愛オブリテック(株) ※令和4年4月1日 三愛プラント工業(株)から社名変更	平成21年7月31日
(株) 東京機械製作所	平成23年4月1日
(株) エジソンパワー	平成25年12月24日
Green Earth Institute (株)	平成25年12月24日
荅原実業(株)	平成26年6月27日
多摩川スカイプレジジョン(株)	平成26年10月2日
SUS(株)	平成28年3月10日
八天堂きさらづ	平成30年1月15日
(株) FRDジャパン	平成30年6月6日
第三化成(株)	平成30年11月9日
(株) プロテイン・エクスプレス	平成31年4月12日
(株) プリントパック	令和元年10月2日
たつみ工業(株)	令和5年1月17日

(2) かずさ環境協定の内容

かずさ環境協定は、協定締結前に環境保全対策書の提出を求め、事業内容を審査した後、協定を締結し、稼動後に年度ごとの計画書及び実績報告書を提出させ、審査するという手法を取っています。

協定は、

- ①環境の維持・向上のための基本的方向
- ②環境活動の内容

③環境活動管理制度

④責務の確認等

の4章から成っており、基準の遵守、事前協議、立入調査をはじめ、環境報告書の提出、快適な環境づくりの推進、住民との交流の促進等が盛り込まれています。

かずさ環境協定では、環境の保全に関する協定と異なり物質ごとの細目協定を締結していません。また、環境活動を実施する組織と別に評価する組織を自社内に整備すること、計画や実績に自社による評価制度を導入していること等の特徴があります。これは、法律等による基準の上乗せを行おうというものでなく、立地する企業に自ら積極的に環境保全対策を実施させることにより、地域環境の保持・向上、負荷軽減や環境悪化の未然防止等を意図したものです。

3. 工場等緑化協定

良好な生活環境を維持するためには、単に公害を防止するだけでなく、積極的な施策を講ずることが必要です。

そこで、県では昭和48年に「千葉県自然環境保全条例」を制定し、翌年「千葉県自然環境保全条例に基づく協定実施要綱」により、一定規模以上の工業用地等について、緑化協定制度を設け、工場等の緑化の推進に取り組んでいます。

緑化協定は、企業と県、市町村の3者により構成されており、本市は立会人として協定に参加しています。

協定による緑化とは、その用地に対する一定面積に樹木を植栽するもので、芝生や花壇によるものは除かれ、年次計画に沿って実施し、緑化率は昭和49年11月以前のもものは10%以上、新設のもものは20%以上とされていましたが、近年の公害防止技術の著しい進展や社会経済情勢の変化などを受けて、工場立地法が改正され、地域の実情に応じて緑化率を定めることが可能となったことから、県では環境と経済の両立による持続可能な社会づくりを進めるため、工場立地法に基づく地域準則条例の制定に併せて、平成18年度に「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱」を制定しました。

その後、平成26年に工場立地法が改正され、緑地面積率の規制緩和等が行われたことから、同年に「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱」が改正され、木更津市内でも臨海部における企業の設備投資を促進し、地域経済の活性化を図る目的から、平成27年に木更津市工場立地法準則条例が改正施行され、臨海部の緑地率が一部引き下げられました。